



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除
- ・ 救急病院の認定
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）
- ・ 区画漁業の免許の内容たるべき事項
- ・ 使用料徴収事務の委託
- ・ 保安林の指定の予定
- ・ 道路の区域変更（5件）
- ・ 道路の供用開始
- ・ 都市公園の区域の変更
- ・ 一般競争入札の参加者の資格等（2件）

- 所管課（室）名
- 地域環境課
 - 医療政策課
 - 障害福祉課
 - 漁業振興課
 - 漁港漁場課
 - 林政課
 - 道路維持課
 - 〃
 - 〃
 - 警察本部会計課

◎ 公 告

- ・ 令和元年度情報公開制度の運用状況
- ・ 令和元年度個人情報保護制度の運用状況
- ・ 肥料登録の有効期限の更新
- ・ 農地法に基づく農地を利用する権利の設定の裁定申請
- ・ 土地改良区の役員の就退任
- ・ 測量の実施
- ・ 一般競争入札の実施（2件）

- 県民センター
- 〃
- 農業経営課
- 農地利活用推進室
- 農村整備課
- 建設企画課
- 警察本部会計課

◎ 公安委員会告示

- ・ 検定合格者審査の実施

生活環境課

◎ 有明海自動車航送船組合公告

- ・ 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表

有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第407号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を同条第2項に基づき一部解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 形質変更時要届出区域の一部解除

長崎県諫早市津久葉町1883番地43の一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
 - 掘削・除去

長崎県告示第408号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 二輝会 佐藤病院	諫早市小長井町井崎98番地	令和2年6月2日	令和5年6月1日
宗教法人 聖フランシスコ病院会 聖フランシスコ病院	長崎市小峰町9番20号	令和2年6月24日	令和5年6月23日
医療法人 済家会 柴田長庚堂病院	島原市中堀町68番地	令和2年6月24日	令和5年6月23日

長崎県告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
諏訪の杜クリニック	長崎市桜馬場1丁目2-8	令和2年6月1日
しらはえ町クリニック	佐世保市塩浜町6-22 Sビル2階	令和2年6月1日

長崎県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
有限会社 あすなる薬局	長崎市蚊焼町2210番地3	令和2年6月1日
ぶんかの森調剤薬局	西彼杵郡時津町野田郷46-1	令和2年6月1日

すわの森薬局	長崎市西山2丁目1-6-1F	令和2年6月1日
きりん堂薬局 バス通り店	長崎市滑石3-8-1	令和2年6月1日
株式会社 マスヤ薬局	南松浦郡新上五島町奈良尾郷1009番地	令和2年6月1日

長崎県告示第411号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 1 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| 2 免許の内容たるべき事項 | |
| (1) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (2) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (4) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| 3 制限又は条件 | 別表のとおり |
| 4 地元地区 | 別表のとおり |
| 5 存続期間 | 免許の日から令和5年8月31日まで |
| 6 申請期間 | 令和2年 月 日から
(公示の日)
令和2年7月17日まで |
| 7 免許予定日 | 令和2年9月1日 |

別表

漁場 計画 番号	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	免許の 内容		免 許 の 位置	項 事 の 区 域		制 又 条 件	地元地区
			区 域	漁 場 の 基 点		区 域	点		
南区計 第800号	第1種 藻類 養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	次の1、イ、ロ、2 の各点を順次結んだ 各直線と最高高潮時 海岸線によって囲ま れた区域	1 島原市と南島原市との最 高高潮時海岸線における 境界 2 南島原市深江町馬場名深 江漁港旧東防波堤北川付 根	長崎県 南島原市 深江町 地先	イ ロ	1 1から155度 200メートルのところ 2 2から103度 170メートルのところ		南島原市 深江町
南区計 第801号	第1種 藻類 養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	次の1、イ、2の各 点を順次結んだ各直 線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた 区域	1 南島原市深江町馬場名深 江漁港山房D護岸北西端 2 南島原市深江町と市布 津町との最高高潮時海岸 線における境界	長崎県 南島原市 深江町 馬場名 須之崎 地先	イ	2 2から103度 380メートルのところ		南島原市 深江町

漁場 計画 番号	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	免 許 の 内 容		制限 又 は 条 件	地元地区
				区域	漁場の位置		
南区計 第1502号	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 長崎市 田中町 平瀬 地先	区域	次のイ、ロ、ハ、 ニ、ホの各点を順次 結んでイに至る各直 線によって囲まれた 区域	1. イ、ロ、ハ、 ニ、ホの各点に夜間 標識灯を設置しなけ ればならない。	長崎市 東町 田中町 矢上町 かき道1丁目 かき道2丁目 かき道3丁目 (旧戸石町を 除く) かき道4丁目 (旧戸石町を 除く) かき道5丁目 かき道6丁目
				漁場の位置	1 長崎市牧島町穴口標識 2 同市田中町平瀬砂揚げ堤 防標識 3 同市網場町南側堤防根 4 同市同町テトラ防波堤標 識 5 同市牧島町戸ヶ瀬北側防 波堤付根		
南区計 第3502号	第1種 真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 下松尾 地先	区域	次の1、イ、ロ、2 の各点を順次結んだ 各直線と最高高潮時 海岸線によって囲ま れた区域	イ 1から340度 70メートルのところ 2から340度 100メートルのところ	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町
				漁場の位置	1 長崎市琴海尾戸町下松尾 入道鼻北西端 2 同市同町下松尾入道鼻北 岸標識		

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期	免許の区域		免許の位置	内容		事項		制限又は条件	地元地区
			区域	漁場基点		区域	点				
五区計 第1112号	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 ソーヅカ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識(松ヶ枝鼻突端から北方海岸沿いに150メートルのところ) 2 同郡同町同郷青木黒崎南西端 3 同郡同町同郷青木浦西岸岩標識 4 同郡同町同郷青木浦東岸標識	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から295メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から355メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から120メートルのところ			1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀19台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,570平方メートル、	南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷	

移送分の生簀の総面積が5,966平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000尾を超えてはならない。

4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等やむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期	免許の内容		事項		制限又は条件	地元地区
			区域	漁場の基点	区域	点		
五区計 第1113号	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島南浦 地先	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南端標識 2 同郡同町同郷上中島南浦東黒岩標識	イ 1から176度30分70メートルのところ ロ 1から176度30分135メートルのところ ハ 2から176度30分190メートルのところ ニ 2から176度30分120メートルのところ	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、336尾を超えてはならない。4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由が	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	

あり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

漁場計画番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項		制 限 又 条 件	地元地区				
	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期			漁場の位置	区域	漁場基礎点	区域
五区計 第1114号	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 深浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古 里郷松崎鼻中浦標識 2 同郡同町同郷深浦松崎海 岸標識B 3 同郡同町同郷カトリック 教会畑護岸南東角	イ ロ ハ ニ	1と3を結ぶ直線上 1から110メートルのと ころ 2から137度 50メートルのところ 2から159度 140メートルのところ 1と3を結ぶ直線上 1から210メートルのと ころ	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除 く) 若松郷(神 部・土井ノ浦 を除く)

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期	免許の位置	内容		事項		制限又は条件	地元地区
				区域	漁場の基本点	区域	点		
五区計 第1115号	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 深浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦松崎海岸標識B 2 同郡同町同郷深浦南端築堤突端標識	イ 1 から137度 50メートルのところ ロ 2 から180度 60メートルのところ ハ 2 から174度 150メートルのところ ニ 1 から159度 140メートルのところ	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、335尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由が	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	

あり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断された場合、知事が認めない。

漁場 計画 番号	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項 の 区 域	漁 場 の 基 点		制 又 条 件	地 元 地 区
				区 域	漁 場 の 基 点		
五区計 第1116号	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 大地 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古 里郷白浜鼻築堤大岩標識 2 同郡同町同郷大地鼻突端 標識 3 同郡同町同郷荷内島南側 標識 4 同郡同町同郷屋ノ浦北側 鼻北端標識	イ 3と4を結ぶ直線上 3から215メートルのと ころ ロ 3と4を結ぶ直線上 3から600メートルのと ころ ハ 1から270度 40メートルのところ ニ 2から215度 85メートルのところ	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除 く) 若松郷(神 部・土井ノ浦 を除く)
五区計 第1506号	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 小元ヶ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神 ノ浦郷小元ヶ浦長円寺鼻 標識 2 同郡同町同郷小元ヶ浦護 岸標識	イ 1から161度 125メートルのところ ロ 1から142度 175メートルのところ ハ 2から105度 100メートルのところ ニ 2から105度 30メートルのところ	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除 く) 若松郷(神 部・土井ノ浦 を除く)

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期	免許の内容		事項		制限又は条件	地元地区
			区域	漁場の基点	基点	区域		
五区計 第1507号	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷大平立瀬から南方海岸沿いに120メートルのところで 2 同郡同町同郷大平初瀬標識	イ 1 から90度 95メートルのところ ロ 1 から90度 180メートルのところ ハ 2 から105度 180メートルのところ ニ 2 から118度 100メートルのところ	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活性こんではならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	

保できず、かつ、経
営に支障が出る等
やむを得ない理由が
あり、生簀によつて
天然種苗と明確に区
別できると判断さ
れ、知事が認めた場
合はこの限りではな
い。

漁場計画番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項		制 限 又 は 条 件	地元地区				
	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期			漁場の位置	区域	漁場基点	区域
五区計 第1117号	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷 田ノ小島長瀬地先	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	次のイ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	南松浦郡新上五島町若松郷 同郡同町同郷田ノ小島長瀬海岸標識 同郡同町同郷田ノ小島西端標識	イ 2から22度 ロ 230メートルのところ ハ 2から339度 ニ 290メートルのところ ホ 3から239度 ヘ 210メートルのところ ト 3から179度 チ 150メートルのところ イ 3から158度 ロ 70メートルのところ ハ 3から287度 ニ 65メートルのところ ホ 2から287度 ヘ 130メートルのところ ト 1と2を結ぶ直線上 チ 2から20メートルのところ	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗（以下、移送分とする。）については、直径20メートルの円形生簀17台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,884平方メートル、移送分の生簀の総面積が5,338平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し

支えない。
3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,616尾を超えてはならない。
4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断された場合、知事が認めた場
合はこの限りではない。

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期	免許の位置	内容		免許の区域		事項	区域	制限又は条件	地元地区
				区域	漁場の基礎点	基礎点	点				
五区計 第1118号	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 田ノ小島長瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松 郷田ノ小島北西標識 2 同郡同町同郷田ノ小島長 瀬海岸標識	イ 1 から287度 30メートルのところ ロ 1 から287度 230メートルのところ ハ 2 から339度 290メートルのところ ニ 2 から22度 230メートルのところ				南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	
対区計 第3512号	第1種 真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬城山北 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬山下 標識 2 同市同町黒瀬城山北標識	イ 1 から0度 60メートルのところ ロ 1 から0度 140メートルのところ ハ 2 から4度 160メートルのところ ニ 2 から4度 80メートルのところ				対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 高山	

長崎県告示第412号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎漁港漁港施設における使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年3月17日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎市興善町2番24号
氏名 株式会社ふよう長崎 代表取締役 田口 克己
- 3 委託事務
長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）別表第1の4の項に規定する駐車場駐車料の徴収事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
南島原市深江町甲字柳平2565、2567、2568、2571、2577、2578、2585、2594、2596、2596の2、2597、2598、字一ノ谷2611、2615、2616、2619、2622、2626から2629まで、字宮松2632・2636（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2641、2643、2644、字民在掛ケ2651（次の図に示す部分に限る。）、2650
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柳平2585・字一ノ谷2622（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 奥ノ平時津線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2215番5地先から 西彼杵郡時津町日並郷字釜島3369番3地先まで	前	12.0～13.1	10.3	
	後	12.0～13.7	10.3	

長崎県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 玉之浦岐宿線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（五島市玉之浦町中須字ヲ口窄935番2） から 五島市玉之浦町幾久山字八ノ久保76番1地先まで	前	10.2～39.3	462.4	
	後	15.1～54.4	463.3	

長崎県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 勝本石田線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町諸吉二亦触字二又555番3地先から 壱岐市芦辺町諸吉二亦触字小田崎1664番1地先まで	前	9.2～15.4	298.0	
	後	10.3～16.4	299.7	

長崎県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市鹿町町深江678番8地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦36番4地先まで	前	10.4~11.3	12.3	
	後	11.3~18.5	12.3	

長崎県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 野田島原線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市下宮町甲2426番地先から 島原市下宮町甲2414番2地先まで	前	4.8~8.7	167.3	
	後	8.2~10.1	167.3	

長崎県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市大崎町212番1地先から 長崎市大崎町194番1地先まで	令和2年5月29日

長崎県告示第420号

長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号）第19条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

なお、関係図書は長崎県土木部道路維持課及び長崎県県央振興局に備えて縦覧に供する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

都市公園名	長崎県立総合運動公園
位 置	諫早市宇都町

区 域 縦覧に供する関係図書のとおり
供用開始の期日 令和2年6月1日

長崎県告示第421号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類（数量は年間購入予定数量）は次のとおりとする。

富士ゼロックス複合機用トナーカートリッジ外

富士ゼロックストナーカートリッジ	黒色	CT202630	290本
富士ゼロックストナーカートリッジ	青色	CT202631	150本
富士ゼロックストナーカートリッジ	赤色	CT202632	160本
富士ゼロックストナーカートリッジ	黄色	CT202633	160本
富士ゼロックストナーカートリッジ	黒色	CT203138	130本
富士ゼロックストナーカートリッジ	青色	CT203139	60本
富士ゼロックストナーカートリッジ	赤色	CT203140	60本
富士ゼロックストナーカートリッジ	黄色	CT203141	60本
富士ゼロックスドラムカートリッジ		CT351104	100本
富士ゼロックストナー回収ボトル		CWAA0901	400本
NECトナーカートリッジ	黒色	PR-L5140-11	500本
NECドラムカートリッジ		PR-L5140-31	10本
EPSONトナーカートリッジ	黒色	LPB3T29S	300本

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものとする。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において長崎県から指名停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和2年6月26日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、次の(イ)及び(イ)
 - ロ 登記簿謄本

- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届(様式第2号)
 - キ 口座振替申込書(様式第3号)
 - ク 取扱品目明細書(様式第4号)
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
 - サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第10号)
 - シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- 〔住所〕〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<http://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を含む場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない。
- 6 申請書等の様式
- 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
 - 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
 - (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第422号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

汎用電子計算機等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年6月26日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
 - シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕 095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格

者にその旨を通知する。

公 告

令和元年度情報公開制度の運用状況（公告）

長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第34条第2項の規定により、令和元年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 公文書の開示の請求の状況
請求件数 1,059件
- 2 請求に対する処理状況
 - (1) 開示 444件
 - (2) 部分開示 377件
 - (3) 不開示 184件
 - (4) 取下げ 47件
 - (5) 検討中 7件
 - 計 1,059件
- 3 公文書の写しの交付
 - (1) 用紙 26,327枚
 - (2) CD-R等 57枚
- 4 審査請求の件数及び処理状況
 - (1) 請求件数
 - ア 今年度 6件
 - イ 前年度からの繰越 4件
 - 計 10件
 - (2) 処理状況
 - ア 認容 1件
 - イ 棄却 1件
 - ウ 変更 1件
 - エ 取下げ 0件
 - オ 審理中 7件
(うち 審査会諮問中 5件)
 - 計 10件
- 5 情報提供の状況
 - (1) 行政資料の閲覧 1,148人
 - (2) 行政資料の写しの交付
 - ア 用紙 18,033枚
 - イ CD-R等 244枚
 - (3) 相談 221件

令和元年度個人情報保護制度の運用状況（公告）

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第61条の規定により、令和元年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,077件
- 2 個人情報の開示の請求件数及び決定状況
 - (1) 請求件数

ア	文書による開示の請求件数	202件
イ	口頭による開示の請求件数（全て開示）	3,505件
	計	3,707件
(2)	文書による開示の請求に対する決定状況	
ア	開示	31件
イ	部分開示	139件
ウ	不開示	7件
エ	不開示（公文書不存在）	24件
オ	不開示（存否応答拒否）	1件
カ	取下げ	0件
キ	検討中	0件
	計	202件
3	個人情報の訂正の請求件数及び決定状況	
(1)	請求件数	3件
(2)	決定状況	
ア	訂正	0件
イ	部分訂正	0件
ウ	不訂正	3件
エ	存否応答拒否	0件
オ	取下げ	0件
	計	3件
4	個人情報の利用停止の請求件数及び決定状況	
(1)	請求件数	2件
(2)	決定状況	
ア	利用停止	0件
イ	不利用停止	2件
ウ	存否応答拒否	0件
エ	取下げ	0件
	計	2件
5	審査請求の件数及び処理状況	
(1)	請求件数	
ア	今年度	5件
イ	前年度からの繰越	8件
	計	13件
(2)	処理状況	
ア	認容	0件
イ	棄却	8件
ウ	変更	0件
エ	取下げ	0件
オ	却下	0件
カ	審理中	5件
	計	13件

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第644号	肉骨粉	大元肉骨粉611号	窒素全量 6.0% リン酸全量 11.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成20年 5月22日	令和2年 5月22日 から 令和8年 5月21日
長崎県肥第645号	蒸製骨粉	大元蒸製骨粉-C	窒素全量 3.0% リン酸全量 20.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成20年 5月22日	令和2年 5月22日 から 令和8年 5月21日
長崎県肥第646号	蒸製骨粉	大元蒸製骨粉-P	窒素全量 2.0% リン酸全量 23.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成20年 5月30日	令和2年 5月30日 から 令和8年 5月29日

農地法に基づく農地を利用する権利の設定の裁定申請（公告）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

番号	所在・地番	地目	面積（㎡）
1	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元712番	田	296
2	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元713番	田	333
3	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元716番	田	452
4	壱岐市勝本町本宮仲触字地正745番2	田	2,368
5	壱岐市勝本町本宮東触字里1151番	田	1,070
6	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番1	田	707
7	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番2	田	322
8	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元724番1	田	1,248
9	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番1	田	448
10	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番2	田	139

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

番号	農地の区分	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
1	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元712番	令和2年9月1日	10年	2,960円
2	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元713番	令和2年9月1日	10年	3,330円
3	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元716番	令和2年9月1日	10年	4,520円
4	壱岐市勝本町本宮仲触字地正745番2	令和2年9月1日	10年	23,680円
5	壱岐市勝本町本宮東触字里1151番	令和2年9月1日	10年	10,700円
6	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番1	令和2年9月1日	10年	7,070円
7	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番2	令和2年9月1日	10年	3,220円
8	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元724番1	令和2年9月1日	10年	12,480円
9	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番1	令和2年9月1日	10年	4,480円
10	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番2	令和2年9月1日	10年	1,390円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年6月12日

(2) 提出先

長崎県農林部農地利活用推進室

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小迎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
佐 藤 和 徳	西海市西彼町小迎郷2676	池 田 唯 男	西海市西彼町小迎郷671
葉 山 隆 一	西海市西彼町小迎郷911	原 田 政 幸	西海市西彼町小迎郷2744- 2
豊 永 秀 昭	西海市西彼町小迎郷464	朝 長 和 敏	西海市西彼町小迎郷407
田 川 末 敏	西海市西彼町小迎郷3373	葉 山 建	西海市西彼町小迎郷3428
杉 本 忠 弘	西海市西彼町小迎郷3182	中 野 繁 治	西海市西彼町小迎郷3358- 5

坂 口 利 道	西海市西彼町小迎郷599	進 藤 睦	西海市西彼町小迎郷3242
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
柳 谷 正 則	西海市西彼町小迎郷532- 1	松 永 由 宇 治	西海市西彼町小迎郷3240
別 頭 繁 昭	西海市西彼町小迎郷2176	長 岡 康	西海市西彼町小迎郷499- 4

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県土地改良事業団体連合会諏訪土地改良区理事長から公共測量（諏訪地区確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南島原市 深江町	令和2年5月29日から 令和3年1月29日まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入（単価契約）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品、規格及び年間予定数量

富士ゼロックス複合機用トナーカートリッジ外

富士ゼロックストナーカートリッジ	黒色	CT202630	290本
富士ゼロックストナーカートリッジ	青色	CT202631	150本
富士ゼロックストナーカートリッジ	赤色	CT202632	160本
富士ゼロックストナーカートリッジ	黄色	CT202633	160本
富士ゼロックストナーカートリッジ	黒色	CT203138	130本
富士ゼロックストナーカートリッジ	青色	CT203139	60本
富士ゼロックストナーカートリッジ	赤色	CT203140	60本
富士ゼロックストナーカートリッジ	黄色	CT203141	60本
富士ゼロックスドラムカートリッジ		CT351104	100本
富士ゼロックストナー回収ボトル		CWAA0901	400本
NECトナーカートリッジ	黒色	PR-L5140-11	500本
NECドラムカートリッジ		PR-L5140-31	10本
EPSONトナーカートリッジ	黒色	LPB3T29S	300本

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の品名ごとに消費税抜き価格相当額（単価）を入札書に記載すること。

また、1年間の納入実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。この場合において、円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものとする。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和2年長崎県告示第421号）の規定による資格を開札日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和2年6月26日（金）

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（電話）095-820-0110（内線2236）

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書によるものとする。

(2) 入札説明書の交付期間は、この公告の日から令和2年7月8日（火）17時00分まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）に定める休日を除く。）とする。

(3) 入札説明書の交付場所は、4の部局等とする。

(4) 入札説明会を行わない。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の日時及び場所

（日時）令和2年7月14日（火）13時30分

（場所）長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階入札室

開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

(受領期限) 令和2年7月13日(月)17時00分

(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内に必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出した場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)~(8)により無効の入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) すべての入札単価が長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価の制限の範囲内での入札をしたもののうち、入札書記載の入札総価格(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 落札決定の取消

(1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止の措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit-price contract of consumption articles for toner cartridge made in Fujixerox and NEC and EPSON Corporation
- (2) The term of contract:
As shown in the specification document
- (3) Place of delivery:
As shown in the specification document
- (4) Time-limit for the submission of tender:
PM5:00 July 13, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender:
PM1:30 July 14, 2020
- (6) Point of contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2236

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
汎用電子計算機等の賃貸借及び保守

ア 汎用電子計算機等	
(ア) 汎用電子計算機	2式
(イ) プリンタ	
a 中速連続紙ページプリンタ	1台
b ページプリンタ	1台
(ウ) 付属品等	1式
イ 仮想化基盤機器	
(ア) 仮想化サーバ	5台
(イ) 仮想化制御サーバ	1台
(ウ) ストレージ（仮想化サーバ用）	1台
(エ) ストレージ（バックアップ用）	1台
(オ) ラック等周辺機器	2式
ウ 汎用電子計算機用運用管理端末	2台
エ 捜査支援・犯罪手口照会システム用開発端末	1台
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
令和3年1月1日～令和7年12月31日

- (4) 設置場所
長崎県警察本部警務部情報管理課
- (5) 入札の方法
前記(1)の物件を一括して入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和2年長崎県告示第422号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和2年6月26日（金）
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
（期 間）この公告の日から令和2年7月8日（水）17時00分まで（県の休日を除く。）
（場 所）4の部局等とする。
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
（日時）令和2年7月16日（木）13時30分開始
（場所）長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部 3階入札室
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局等に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

(受領期限) 令和2年7月15日(水)17時00分必着

(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する

る協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

2 sets of General-Purpose computer etc.

(2) lease period:

January 1,2021 through December 31,2025

(3) Installation Location:

As shown in the specification document

(4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :

5:00 p.m.July 15, 2020

(5) Date and time for the opening of tender:

1:30 p.m.July 16, 2020

(6) Point of Contact:

3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division

Police Administration Department

Nagasaki Prefectural Police

Tel 095-820-0110 ext 2231

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第14号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和2年5月29日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

1 検定合格者審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務に係る1級
- (2) 空港保安警備業務に係る2級
- (3) 施設警備業務に係る1級
- (4) 施設警備業務に係る2級
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級
- (6) 交通誘導警備業務に係る2級
- (7) 貴重品運搬警備業務に係る1級
- (8) 貴重品運搬警備業務に係る2級

2 検定合格者審査の実施日時及び場所

- (1) 実施日時
令和2年7月8日（水）午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 実施場所
長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階「聴聞室」

3 検定合格者審査の対象者

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項及び同条第2項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（施設警備業務の審査にあっては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。）であること。ただし、次のい

ずれかに該当する者を除く。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

4 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とし、実技試験の前に学科試験を行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定合格者審査の科目

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

㊧ 問題数

10問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㊧ 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施する。

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

㊧ 問題数

10問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㊧ 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施する。

6 申請手続

(1) 審査申請の受付期間

令和2年6月1日（月）から同年6月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 申請書類等

審査申請書（検定規則別記様式を用いること。）には、次に掲げる書類等を添付すること。

ア 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通

ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当す

るものいずれか1通

㊦ 長崎県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

㊧ 警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料

(3) 審査申請書の提出先

審査申請書は、次のいずれかを經由して提出すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活環境課

(4) 審査申請の方法

審査申請者が(2)の書類等を(3)の提出先に持参して申し込むこと。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者の委任状を持参すること。

7 審査当日に必要なもの

検定合格者審査を受ける者は、審査当日に旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。

8 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、審査手数料は返還しない。

9 合格発表

本審査の合格発表は、当日、本人に対して行う。

10 その他

申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つの審査についてのみ申請することができる。

11 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線 3185）

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和2年5月29日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船事業の令和元年度下半期（令和元年10月1日から令和2年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数175,373台、車両収入413,197,920円、同乗旅客数174,491人、同乗旅客収入67,712,730円、一般旅客数35,835人、一般旅客収入15,301,600円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数18,899台（9.7%）の減、車両収入33,591,350円（7.5%）の減、同乗旅客数39,655人（18.5%）の減、同乗旅客収入12,122,620円（15.2%）の減、一般旅客数3,400人（8.7%）の減、一般旅客収入1,035,520円（6.3%）の減となる。

(2) 職員数（令和2年3月31日現在）

一般職員 10人

船舶職員 13人

合 計 23人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

- 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

イ 規則

- 有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(4) 議会議決事項

- 令和元年9月5日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

- 第1号 有明海自動車航送船使用料の改正の承認について

- 第2号 平成30年度有明海自動車航送船事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 令和2年3月2日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

- 第1号 有明海自動車航送船組合管理者の共同任命につき議会の同意を求めることについて

- 第2号 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第3号 令和2年度有明海自動車航送船事業会計予算

(5) 経理状況

- ア 損益計算書 別表1

- イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和2年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和元年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書

(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		451,252,047		
(1)	運航収入	(967,715,252)		
		6,446,151	457,698,198	
(2)	運航雑入	(10,405,058)	(978,120,310)	
2	営業費用			
		4,098,456		
(1)	一般管理費	(6,983,072)		
		371,463,498		
(2)	運航経費	(679,370,066)		
		160,378,593	535,940,547	
(3)	運航管理費	(302,636,200)	(988,989,338)	
	営業利益			△ 78,242,349
				(10,869,028)
3	営業外収益			
		141,648		
(1)	受取利息及び配当金	(141,665)		
		55,392,194		
(2)	長期前受金戻入	(110,808,344)		
		4,929,693	60,463,535	
(3)	雑収入	(6,700,011)	(117,650,020)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		0		
(2)	雑支出	(0)		
		964	964	60,462,571
(3)	雑損失	(964)	(964)	(117,649,056)
	経常利益			△ 17,779,778
				(106,780,028)
				0
5	特別利益			(0)
				0
6	特別損失			(0)
				△ 17,779,778
	当年度純利益			(106,780,028)
				383,827
	前年度繰越利益剰余金			(383,827)
				△ 17,395,951
	当年度未処分利益剰余金			(127,383,827)

() は決算見込み

別表2

令和元年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（令和2年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 船	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,906,443,028</u>	1,332,751,289	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	749,506,008		
減価償却累計額	<u>365,514,360</u>	383,991,648	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>208,752,902</u>	26,425,468	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,139,560		
減価償却累計額	<u>27,886,512</u>	11,253,048	
有形固定資産合計			1,766,649,244
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,797,426,844
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,978,600,044	
(2) 未 収 金		8,935,949	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,988,535,993</u>
資 産 合 計			<u>3,785,962,837</u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 長期借入金		109,096,000	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金		219,763,637	
ロ 修繕準備引当金		5,706,253	
固定負債合計			334,565,890
4 流動負債			
(1) 長期借入金		27,272,000	
(2) 未払金		37,767,638	
(3) 預り金		1,079,339	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		16,157,814	
(5) その他流動負債		1,000,000	
流動負債合計			83,276,791
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	1,745,842,577		
(2) 収益化累計額	<u>719,836,276</u>	1,026,006,301	
繰延収益合計			<u>1,026,006,301</u>
負債合計			1,443,848,982

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金		1,855,650,000	
資本金合計			1,855,650,000
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,500,000		
ロ 工事負担金	800,000		
資本剰余金合計		10,300,000	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	100,000,000		
ハ 建設改良積立金	269,000,000		
ニ 当年度未処分利益剰余	<u>107,163,855</u>		
利益剰余金合計		<u>476,163,855</u>	
剰余金合計			<u>486,463,855</u>
資本合計			<u>2,342,113,855</u>
負債資本合計			<u>3,785,962,837</u>

別表3

令和2年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和2年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間航海数	12,800	回
(2) 年間輸送台数	389,000	台
(3) 年間輸送同乗旅客数	435,000	人
(4) 年間輸送一般旅客数	80,000	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益	1,251,539	千円	
第1項 営業収益	1,136,526	千円	
第2項 営業外収益	115,013	千円	
	支	出	
第1款 事業費	1,162,939	千円	
第1項 営業費用	1,127,133	千円	
第2項 営業外費用	35,806	千円	
第3項 予備費	0	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額60,272千円は、過年度分損益勘定留保資金60,272千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		0	千円
	支	出	
第1款 資本的支出	60,272	千円	
第1項 建設改良費	30,000	千円	
第2項 長期借入金償還金	27,272	千円	
第3項 予備費	3,000	千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	237,741	千円
(2) 交際費	400	千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト